

第3回検討会配付資料

技能実習への介護分野の追加について（検討の進め方）

○ 技能実習への介護分野の追加については、「年内を目途に検討し、結論を得る」（日本再興戦略）とされたことを踏まえ、制度の趣旨に沿って検討を進める必要。具体的には、主に以下の点について検証した上で、追加の可否や在り方について結論を得ることが必要。

1. 追加するとした場合の実施内容及び方法はどのようなものか
2. 技能実習制度の抜本的見直しとの関係をどのように考えるか

1. 追加するとした場合の実施内容及び方法はどのようなものか

- ・ 介護分野を追加するとした場合には、以下の2つの要件を満たすことが必要。

(1) 共通要件

移転の対象となり得る技能であること、適切な技能評価システムが構築されること

(2) 介護固有要件

対人サービスである介護分野を追加する場合に必要な制度設計がされ、運用が担保されること（日本語要件等）

- ・ 介護固有要件については、以下のような懸念を併せて解決することが必要。

(1) 介護職に対するイメージ低下を招かないようにすること

(2) 業務内容に応じた適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること

(3) 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること

2. 技能実習制度の抜本的見直しとの関係をどのように考えるか

- ・ 技能実習制度の抜本的見直しの内容等を踏まえつつ、検討する必要。

技能実習に介護分野を追加するとした場合の要件

■ は今回の議論の対象

共通要件

- 移転の対象となり得る技能であること
- 適切な技能評価システムが構築されること

+

介護固有要件

- 介護を追加することへの以下の3つの懸念を解決するために必要な制度設計がされ、運用が担保されること
- (1)介護職に対するイメージ低下を招かないようにすること
- (2)業務内容に応じた適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること
- (3)介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること

要件		具体的内容(例)
(1)	A	介護という仕事について、日本語能力の乏しい外国人が担う「単純な肉体労働」という印象を持たれないようにすること
	B	介護業界について、外国人を安価な労働力として使う業界であると認識されないようにすること
	C	外国人を介護ではなく、単なる下働きとして使うために制度を活用しているとの疑念を持たれないこと
(2)	D	外国人でも、日本人と同等の労働を行う場合には、同等の処遇を行うことが担保されること
	E	同じ職場で働く日本人従業員と円滑な連携ができる環境が整備されること
(3)	F	利用者が安心してサービスを受けるのに必要な程度の言語能力が担保されること
	G	外国人実習生であっても、他の日本人と比較し、サービスの水準が著しく劣ることがなく、安定性や確実性が担保されていること
	H	利用者との間でトラブル等が起きたり、外国人実習生の労働者としての権利が侵されたりする状況を生じないこと

主な検討事項	関連項目
①移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	A C
②必要なコミュニケーション能力の確保	A E F
③適切な評価システムの構築	A C
④適切な実習実施機関の対象範囲の設定	C H
⑤適切な実習体制の確保	G
⑥日本人との同等処遇の担保	B D
⑦監理団体による監理の徹底	B D G